

< 本 体 資 料 >

1 障害者自立支援法等の改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）が、昨年12月10日に公布されたところである。

この整備法による障害者自立支援法等の主な改正内容は、以下のとおりであるので、ご了知のうえ、市町村、事業者等への周知等円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

整備法による各改正事項の施行期日については、障害者の範囲の見直し等については公布日、グループホーム・ケアホームの利用の際の助成（特定障害者特別給付費）の創設及び重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）は平成23年10月1日、その他の事項については平成24年4月1日を予定している。

なお、整備法については、衆議院の決議及び参議院の附帯決議がそれぞれ付されているので、その趣旨も踏まえ、その施行に当たっていただきたい。

また、平成24年4月には報酬改定も予定しているところであるが、その内容、システム対応等については、後日お示しする。

(1) 利用者負担の見直しについて（平成24年4月1日施行予定）

① 利用者負担の規定の見直しについて

利用者負担については、これまでの累次の対策において、その軽減を図り、昨年4月からは低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としたところであり、実質的に負担能力に応じた負担となっているところであるが、今般成立した整備法において、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上も明確化した。

この改正に伴い、障害者等に支給される障害福祉サービスに係る介護給付費等の月額額は、以下ようになる。

【改正前】

指定障害福祉サービス等につき通常要する費用の額の100分の90に相当する額（当該費用の額の100分の10に相当する額が支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において政令で定める額）

【改正後】

アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額

- ア 指定障害福祉サービス等につき通常要する費用の額
- イ 支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額がアに掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

上記のとおり、これまでの利用者負担と比べて高くなることがないように、負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、当該1割に相当する額を負担していただくこととしている。

また、自立支援医療、療養介護医療、補装具、障害児通所支援、肢体不自由児通所医療、障害児入所支援及び障害児入所医療についても、障害福祉サービスと同様に、負担能力に応じた利用者負担を原則としたところであり、これらのサービスに係る給付費についても、介護給付費等と同様の方法により支給月額が算定されることとなる。

各サービスに係る利用者負担につき、「家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額」（負担上限月額）、その判定基準（階層区分、世帯の範囲等）などについては、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていく。

② 利用者負担の合算について

これまでも世帯における負担の軽減等を図る観点から、同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などにおいて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費等を支給しているところであるが、更なる負担軽減を図る観点から、今般成立した整備法において、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給することとしたところである。

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するものである。

- ・ 障害福祉サービスに係る利用者負担
- ・ 補装具に係る利用者負担
- ・ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
- ・ 障害児通所支援に係る利用者負担
- ・ 障害児入所支援に係る利用者負担

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の算定基準額、支給（償還）額の計算方法、支給（償還）事務の取扱い等については、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていくが、基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児通所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。（高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村において、高額障害児入所給付費は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給することにも留意されたい。）

（２）障害者の範囲の見直しについて（公布日（平成２２年１２月１０日）施行）

発達障害については、従来から精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっていたところであるが、今般成立した整備法によって、発達障害者が同法の障害者の範囲に含まれることが法律上に明記されたところである。

また、これに関して、障害者手帳の所持は、身体障害者を除き、障害者自立支援法に基づく給付の要件とされていないため、発達障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず同法に基づく給付の対象となり得ることについて、再度管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

【発達障害の定義】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第２条参照）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-F98に含まれる障害（平成17年4月1日付け文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

なお、これまでも厚生労働省主催の会議等で周知を図っているところであるが、高次脳機能障害は器質性精神障害として精神障害に含まれていること、またこれにより高次脳機能障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となり得ることについても、再度管内市町村及び精神保健福祉センター等の関係機関への周知をお願いする。（このことについては、後日告示等において明記することを予定している。）

(3) 相談支援の充実等について

① 相談支援の充実について

ア 基幹相談支援センター（平成24年4月1日施行）

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設であり、市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができることとされている。

基幹相談支援センターは、障害者の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担うことを想定しているが、具体的な役割等については、後日お示しする。

イ 「自立支援協議会」を法律上位置付け（平成24年4月1日施行予定）

障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。

※ （地域）自立支援協議会の設置状況（平成22年4月現在。速報値）
都道府県100%、市区町村85%

このため、これを担う自立支援協議会について、設置促進や運営の活性化のために法律上位置付けることとしている。

自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。

この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、都道府県におかれては、今回の改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めるとともに、管内市町村に対してもこの旨を周知願いたい。

ウ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化（平成24年4月1日施行）

地域移行支援や地域定着支援について、これまで補助事業として実施してきた内容を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしている。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものである。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものである。

地域移行支援・地域定着支援を担う「指定一般相談支援事業者」は都

道府県が指定することとしている。その指定基準は後日お示しするが、都道府県におかれては、今後、準備に遺漏無きようお願いしたい。

なお、整備法附則第15条に基づき、施行（平成24年4月1日）の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなされるが、サービス等利用計画は、エに記載する「指定特定相談支援事業者」でなければ作成できないことに留意されたい。

エ 支給決定プロセスの見直し等（平成24年4月1日施行）

支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、現在、重度障害者等に限定されているサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することとしている。

サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することとしている。その指定基準は後日お示しするが、市町村におかれては、今後、準備に遺漏無きようお願いしたい。

また、障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成することとしている。

※ 障害児については、居宅サービスの利用に係るものは障害者自立支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」において、通所サービスの利用に係るものは児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」において、作成することとなるが、これらの事業者の指定基準を同様とすること等により、同一事業者が一体的に計画を作成するようする方向で検討している。

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外である。

なお、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」が作成する計画案に代えて、障害者自ら又は障害児の保護者が作成する計画案（セルフケアプラン）を提出できることとしている。

② 成年後見制度利用支援事業の必須事業化について（平成24年4月1日施行予定）

成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業の必須事業とすることとしている。

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものとしている。

なお、補助の対象となる費用等は、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていく。

(4) 障害児支援の強化（平成24年4月1日施行）

障害児支援については、これまで障害種別ごとに支援が実施されてきたところであるが、身近な地域で支援を受けられるようにするため、現行の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等について、入所により支援を行う施設を障害児入所施設等に、通所による支援を行う施設を児童発達支援センター等にそれぞれ一元化することとしている。

① 通所による支援の見直し

通所による支援については、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害児通所支援に再編することとしている。その際、現在、肢体不自由児通園施設において、肢体不自由についての治療を行っていることを踏まえ、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」と、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う「医療型児童発達支援」に分けることとしているが、再編後も、障害特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされている。

なお、児童発達支援は、児童福祉施設に位置付けられた「児童発達支援センター」で行われるほか、児童発達支援センター以外の場所でも行うことができることとしている。この具体的なサービス内容や実施基準等については、後日お示しする。

また、児童発達支援センターについては、児童発達支援を行うだけではなく、地域の療育を担う中核的な役割を付与する方向で検討している。

その他、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、就学している障害児に対して、単なる居場所としてだけではなく、必要な訓練や指導などの療育を行うものとして、「放課後等デイサービス」を実施することとしている。これに伴い、現在、障害自立支援法に位置付けられている児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることとなる。

また、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごしていけるようにすることは重要であるが、障害児にとっては専門的な指導や支援を受けることも必要であることを踏まえ、保育所等に通う障害児に対する支援を充実するため、障害児施設の職員等が保育所等を訪問し、障害児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を創設することとしている。

なお、通所による支援の見直しに関しては、以下の事項に留意されたい。

ア 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていること等を踏まえ、障害児通所支援については、障害児の保護者の居住地が所在する市町村を実施主体とすること。

イ 障害児通所支援事業を第2種社会福祉事業に位置付け、自治体や社会福祉法人以外の者も参入しやすくすること。

【経過措置について】

通所による支援の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

① 通所給付決定に係る経過措置について

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る支給決定を受けている者は、施行日（平成24年4月1日）に、児童福祉法に基づく通所給付決定を受けたものとみなされる。（附則第23条第1項）
- ・ 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。（附則第23条第3項）

※ このみなし通所給付決定により利用できるサービスの種類及びその有効期間については、政令で定める。

② 事業者指定に係る経過措置について

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第1項）
- ・ 知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は、施行日に、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第2項）
- ・ 肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第3項）

※ いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意されたい。

③ 障害児通所事業等の開始に係る届出に係る経過措置

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。（附則第33条第1項）

- ・ 障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る設置の届出等をしている者は、施行日に、障害児通所事業等の開始の届出をしたものとみなされる。(附則第33条第2項)
- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)又は肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。(附則第34条第2項)

② 入所による支援の見直し

入所による支援についても、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるように再編することとしている。その際、通所による支援と同様、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う「障害児入所支援(福祉型)」と、これらの支援とともに知的障害、肢体不自由又は重症心身障害についての治療を行う「障害児入所支援(医療型)」に分けることとしているが、再編後も、知的障害、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害といったそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされている。

なお、具体的な実施基準等については、後日お示しするが、入所による支援の見直しに関しては、以下の事項に留意されたい。

- ア 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市を引き続き実施主体とすること。
- イ 都道府県等が引き続き障害児入所施設による支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者からの申請により満20歳に達するまで障害児入所施設による支援を受けることができること。

【経過措置について】

入所による支援の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

- ① 入所給付決定に係る経過措置について
 - ・ 施設給付決定(通所のみによる利用に係るものを除く。)を受けている者は、施行日(平成24年4月1日)に、入所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第26条)
 - ※ みなし入所給付決定の有効期間は、現に受けている施設給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。
- ② 事業者指定に係る経過措置について
 - ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、

施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。
(附則第27条)

※ みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。

③ 障害児入所施設の設置に係る届出に係る経過措置

現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って②の施設を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

③ 在園期間の延長措置の見直し

今般の改正により、これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障害児施設入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から、障害者自立支援法で対応するよう見直しを行うこととしている。

この見直しに伴い、障害児施設入所者が、引き続いて障害者支援施設に入所する場合については、当該入所者が18歳となる日の前日に保護者であった者が有した居住地が所在する市町村が実施主体となるので留意されたい。

また、この見直しに当たっては、障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用することとなる場合、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害福祉サービスの事業の基準の設定に当たって適切な配慮等を行うこととしている。その具体的な内容等については、後日お示しするが、特に重症心身障害者について十分配慮したうえで、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が退所させられないことを行うための措置を行うこととしている。

【経過措置について】

在園期間の延長の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

① 障害福祉サービスへの移行に係る手続の省略

在園期間の延長の見直しによって、障害児施設への入所ができなくなり、継続して障害福祉サービス（施設入所支援や療養介護）を利用する必要が生ずる者については、一定の期日までに申出をした場合（※）、市町村は、障害程度区分の認定、支給要否決定等の手続を省略して支給決定を行う。(附則第35条)

※ 施行日（平成24年4月1日）に18歳以上である者が施行日において障害児施設への入所ができなくなる場合は施行日までに、施行日に18歳未満である者が施行日以後に18歳となることに伴い障害児施設への入所ができなくなる場合は18歳となる日までに申出を行う必要がある。

② 現に在園期間の延長等により知的障害児施設等に入所等又は児童デイサービスを利用している20歳未満の者に係る経過措置について

現に在園期間の延長により知的障害児施設等に入所等をしている20歳未満の者については、施行日に、入所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第30条)

また、利用年齢に関する特例により児童デイサービスを利用している20歳未満の者については、施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第23条第2項)

※ この経過措置によって入所等を継続した者についても、その在園期間は20歳までであることに留意されたい。

(5) グループホーム・ケアホームの利用の際の助成について（平成23年10月1日施行予定）

障害者の地域生活への移行を促進するためには、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する必要がある。

このことを踏まえ、今般成立した整備法において、グループホーム・ケアホームを利用している障害者に対して居住に要する費用の助成を行うこととしたところである。

この助成（特定障害者特別給付費（いわゆる補足給付））に係る事務取扱等の詳細については本年4月に案をお示しする予定であるが、支給対象者、対象経費、支給額等の基本的枠組みについては、以下のとおりとする予定であるので、必要な準備をよろしく願います。

【支給対象者】

共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）に係る支給決定を受けている障害者（当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。）

【対象経費】

支給対象者が入居している共同生活住居における家賃

【支給額（月額）】

1万円（支給対象者が入居している共同生活住居における家賃の月額が1万円未満の場合は、当該家賃の額）

※ 月の途中で入居又は退去をした場合は、当該月の家賃として実際に支払った額に基づき支給額を算定

→ 当該支払った額が1万円以上の場合は1万円、1万円未満の場合は当該支払った額を支給

【支給方法】

事業者による代理受領が可能

- ※ この場合、事業者に対する特定障害者特別給付費の支払は、介護給付費等に係る代理受領の場合と同様、翌々月となる。

なお、グループホーム・ケアホームに係る家賃を改定する際は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第143条第5項等に基づき、事業者は利用者に対して説明を行い、その同意を得ることが必要とされている。

都道府県においては、事業者がこのことを周知するとともに、障害者自立支援法第46条第1項に基づく家賃の改定に係る届出等があった場合には、家賃を改定する理由、利用者に対する説明が適切になされているか、その同意を適正に取っているかということの確認等を行い、不適正な家賃の改定がなされないよう必要な対応をよろしく願います。

（6）重度視覚障害者（児）に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）について（平成23年10月1日施行予定）

重度視覚障害者（児）の移動支援については、今般成立した整備法において、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護が障害福祉サービスに位置付けられ、自立支援給付の対象とされたところである。

同行援護の対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準、国庫負担基準等については、現在検討中であり、本年4月に案をお示しする予定である。

（7）事業者の業務管理体制の整備について（平成24年4月1日施行予定）

今般成立した整備法により、新たに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等（以下この（7）において単に「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県及び市町村に事業者の本部等への立入検査の権限等が付与されるなど、事業者による不正事案の発生防止と適正なサービスの提供を確保するための措置が定められたところであるが、その主な内容は、以下のとおりであるので、ご了承ください。

① 法令を遵守するための体制の確保に係る措置

事業者を単位として、法令を遵守する義務を履行を確保するための体制（業務管理体制）を整備することを義務付けることとした。

② 監査・監督機能の強化

不正行為への組織的な関与が疑われる場合等において、都道府県知事等が事業者の本部等に立入検査することができる権限を新たに創設すること

とした。

③ 不正事業者等による処分逃れを防止するための措置

- ・ 事業の廃止等に係る届出について、事後届出制から事前届出制に変更することとした。
- ・ 指定を取り消された事業者が、当該事業者と密接な関係にある者に事業を移行する場合について、指定（指定の更新を含む。④において同じ。）に係る欠格事由に追加することとした。

④ 連座制（※）の適用緩和

不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、都道府県知事等が指定の可否を判断できるよう連座制の適用を緩和することとした。

※ 「連座制」とは、ある一つの事業所で不正行為が発覚し、指定が取り消された場合に、当該事業所を運営する法人について、新たな事業所の指定や既存事業所の指定の更新が認められない取扱いをいう。

現行制度においては、組織的な不正行為であるか否かにかかわらず、一律に連座制が適用される取扱いとなっている。

⑤ 事業の廃止等をする場合におけるサービスの確保に係る措置

- ・ 事業の廃止等をする事業者について、サービスを利用していた者が引き続きサービスを受けることができるよう必要な便宜を提供することを義務付けることとした。
- ・ 必要な便宜の提供を適正に行っていない場合において、都道府県知事等が事業者に対して当該便宜の提供を適正に行うよう勧告・命令を行うことができる権限を新たに創設することとした。
- ・ 都道府県知事等は、事業者による必要な便宜の提供が円滑に行われるよう必要な助言等の援助を行うことができることとした。

【業務管理体制の監督権者について】

業務管理体制の監督権者（事業者から業務管理体制の整備に係る届出を受け、上記の権限を行使する機関）は、以下のとおりである。

- ① 次のいずれかに該当する事業者又は施設等の設置者 厚生労働大臣
 - ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定医療機関及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者
 - イ のぞみの園
- ② 次のいずれかに該当する事業者又は施設等の設置者 都道府県知事
 - ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定医療機関のうち事業所又は施設等が同一都道府県内にのみ所在する事業者又は施設等の設置者

- イ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在するもの
- ③ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一市町村内のみ所在するもの 市町村長
- ※ 業務管理体制の監督権者と事業者の指定権者が異なる場合があることに留意されたい。

なお、基準該当障害福祉サービス事業者は、これらの措置の対象外であるが、これらの措置が不正事案の発生防止と適正なサービスの提供の確保を目的としているという趣旨を踏まえ、市町村においては、基準該当障害福祉サービス事業者による不正事案の発生防止と適正なサービスの提供が確保されるよう必要な配慮をお願いします。

事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者等に係るデータの管理方法等については、追って連絡するが、基本的には介護保険法に基づく業務管理体制の整備等に係る仕組みと同様のものとする予定である。

また、施行日（平成24年4月1日予定）以後に行うこととなる業務管理体制の整備に係る届出については、一定の経過措置（介護保険の例では、制度施行後6か月以内の届出を認める経過措置を実施）を設けることを検討しているが、その内容についても後日お示しする。

各事業者等における業務管理体制が実効ある形で機能し、不正事案の発生防止と適正なサービスの提供が確保されるためには、事業者等が自ら適切な業務管理体制を整備し、不断にその改善を図っていくことが最も重要であるが、国、都道府県及び市町村においても事業者等への業務管理体制の整備の状況に対する監督を通じて、適切な助言を行うことにより、その取組みを支援していくことが必要であるので、必要な対応をよろしくをお願いします。

2 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

(1) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

これまで、介護職員等によるたんの吸引・経管栄養の取扱については、当面のやむを得ない措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引等のうちの一定の行為を実施することを一定の要件の下、運用上認めてきた。（関連資料2（39, 40頁））

しかしながら、こうした運用による対応について、そもそも法律において

位置付けるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもホームヘルパーの業務として位置付けるべきではないか等の課題が指摘されている。

介護職員等がたんの吸引等を実施できるようにすることは、今後、たんの吸引等の医行為が必要な重度の障害者等が地域において安心して暮らせる社会を実現していく上で不可欠であり、このことは、平成22年6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の中でも、「たん吸引や経管栄養等の日常における医療的ケアについて、介助者等による実施ができるようにする方向で検討し、平成22年度内にその結論を得る」とされたところである。

また、平成22年9月に総理からも、「介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施できるよう、法整備の検討を早急に進めること」との指示が厚生労働省に対してあったところである。（関連資料2（41頁））

こうしたことから、平成22年7月、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」（座長・大島伸一 独立行政法人国立長寿医療研究センター総長）（関連資料2（42頁））を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方や介護現場等において、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するための方策について検討を行ってきたところであり、同年12月に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について（中間まとめ）」が取りまとめられたところである。（関連資料2（43頁））

※基本的な考え方（中間まとめから抜粋）

- ・介護の現場等におけるたんの吸引等のニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要なサービスを安全かつ速やかに提供することを基本とすべきである。
- ・介護職員等によるたんの吸引等については、介護サービス事業者等の業務として実施することができるよう位置付け、現在の実質的違法性阻却論に伴う介護職員等の不安や法的な不安定を解消することを目指す。
- ・その際、現在の実質的違法性阻却論による運用の下で行われていることができなくなるなど、不利益な変更が生じないよう十分に配慮することが必要である。
- ・まずは、たんの吸引及び経管栄養を対象として制度化を行うが、将来的な拡大の可能性も視野に入れた仕組みとする。ただし、その際には、関係者を含めた議論を経て判断することが必要である。
- ・安全性の確保については、医学や医療の観点からはもちろん、利用者の視点や社会的な観点からも納得できる仕組みによるものとする。
- ・介護職員等に対する教育・研修の在り方については、不特定多数の者を対象とする場合と、特定の者を対象とする場合を区別して取り扱うもの

とする。後者については、特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修体系を設けるなど配慮するものとする。

その結果、介護福祉士及び一定の研修を修了した介護職員等が一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとし、「社会福祉士及び介護福祉士法」を改正する方向で検討しているところである。

なお、平成22年10月から実施している「試行事業」を通して、その結果の評価と検証を行い、教育・研修や安全確保措置の具体的内容等について、さらに検討を進めることとしており、検討結果がまとまり次第情報提供を行うこととしたい。

(2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の創設

介護職員等がたんの吸引等の一部医行為を安全に実施できるよう、全都道府県において介護職員等に対する研修を実施するために必要な経費及びその研修の指導を行う者を養成する研修の受講に要する経費を補助することについて、平成23年度予算案に計上したところである。(関連資料2(44頁))

また、平成22年度補正予算においては、介護職員等に対する研修を行うための体制整備に必要な経費を計上したところである。

本研修事業の具体的内容等については、今後、「試行事業」の評価と検証を行い、その結果等を踏まえ改めてお知らせすることとしているが、各都道府県においては、在宅の障害(児)者や障害福祉事業所等のニーズを十分に踏まえ、これらの補助事業を活用し、本研修事業の実施に向けての積極的な取り組みをお願いしたい。(関連資料2(45,46頁))

なお、全都道府県における本研修事業の実施に先立ち、厚生労働省では、都道府県単位でたんの吸引等に関する研修指導を行う医師・看護師等に対し、必要な講習を実施することとしており、改めて開催案内等をお知らせすることとしているので、受講者の人選や派遣等についてご留意願いたい。

(3) 「特定の者を対象とした研修」の実施

「中間まとめ」において、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の重度障害者の介護等については、利用者とのコミュニケーションなど、利用者や介護職員等との個別の関係性がより重視されることから、これらの特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修体系を設けるなど、教育・研修(基本研修及び実地研修)の体系には複数の類型を設けることとされている。

現在、「特定の者を対象とした研修」についても「試行事業」を実施しているところであり、今後、その結果について評価と検証を行い、教育・研修や安全確保措置の具体的内容等について改めてお知らせすることとしている。各都道府県におかれては、特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修の実施についても、各都道府県内の関係団体の意見を踏まえ、十分な配慮をお願いする。(関連資料2(47頁))

3 新体系サービスへの移行等について

(1) 新体系サービスの理念

障害者が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスから、地域生活中心の新たなサービス体系へと変えていく必要がある。このため、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系（新体系サービス）は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進め、障害者が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせる利用することを可能とし、地域生活への移行を進めることを目指している。（関連資料3（48, 49頁））

障害者が自ら選択する地域生活へ移行すること、移行後も安心して地域で暮らすことができるよう支援することは「障がい者制度改革推進会議」の中でも最重要な課題として提言され、閣議決定（「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日））されたところである。

障害者が、一日中施設の中で生活するのではなく、昼夜の生活の場の分離等を図り、自ら選んでサービスを組み合わせる地域において生活できるようにする新体系の理念と方向性は、このような閣議決定等の方向に沿うものであり、厚生労働省としては、引き続き新体系移行を進める方針である。（関連資料3（50頁））

(2) 新体系サービスへの移行状況

新体系サービスへの移行率については、各都道府県別に見るとばらつきがあるが、平成22年10月1日現在、全国平均では56.5%となっており、平成21年同月に比べ11.1ポイントの増加となっている。（関連資料3（51, 52頁））

施設種別の移行率を見ると、平成22年10月1日現在、身体障害福祉分野については、前年同月に比べ14.2ポイント増加し64.8%となり、精神障害福祉分野については、精神障害者生活訓練施設の移行率が平均値の半分以下であるものの、全体としては前年同月に比べ9.6ポイント増加し60.4%となっている。また、知的障害福祉分野については、知的障害者通勤寮が32.5%、知的障害者入所授産施設が36.1%と平均値を20ポイント余り下回っているが、全体としては前年同月に比べ10.5ポイント増加し53.0%となったところである。（関連資料3（53頁））

一方、昨年、各都道府県のご協力の下、旧体系の施設に対し、新体系サービスへの移行予定についてアンケート調査を行ったところであるが、これによると、回答のあった旧体系施設2,262か所の約74%に当たる1,663か所が具体的な移行時期を決めているという結果だった。（平成22年4月1日時点）（関連資料3（54, 55頁））

(参考) 移行時期を決めている旧体系施設の割合 (主な施設種別)

具体的な移行時期を決めている施設の割合 (該当施設数/回答総数)

・精神障害者生活訓練施設	53.9% (69施設/128施設)
・精神障害者通所授産施設	63.0% (51施設/81施設)
・知的障害者小規模通所授産施設	65.6% (21施設/32施設)
・知的障害者通勤寮	69.6% (39施設/56施設)
・知的障害者通所授産施設	70.9% (423施設/597施設)
・身体障害者通所授産施設	71.1% (81施設/114施設)
・身体障害者療護施設	76.4% (126施設/165施設)
・知的障害者入所更生施設	79.0% (470施設/595施設)

新体系サービスへの移行状況等調査については、これまで半年に一度実施しているところであり、各都道府県には、管内市区町村への移行状況等の照会、結果の取りまとめ等のご協力を頂いているところである。

引き続き平成23年4月1日時点においても同調査を行うこととしているが、これと併せて、旧体系施設の移行予定時期や、移行していない理由等を把握するためのアンケート調査を実施することとしているので、ご協力をお願いします。

(3) 新体系サービスへの移行支援策

平成23年度末の経過措置期間を経過した旧体系事業所は、障害者自立支援法における法的な位置付けを失うこととなるため、万一新体系への移行がなされない場合には介護給付費又は訓練等給付費(報酬)の支払や運営費補助を行うことが困難となる。

そこで、新体系サービスへの移行を円滑に進めるため、これまで、都道府県に設置した障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金等において、いわゆる従前額保障や新体系サービスへ移行する場合に必要な施設改修や設備整備に対する財政支援等の措置を講じてきたところである。(関連資料3(56頁))

① 報酬による支援

平成21年4月の報酬改定において、全体でプラス5.1%の改定を行い、新体系サービスにつき、手厚いサービスを提供した際などに、「重度障害者支援加算」、「医療連携体制加算」、「土日等日中支援加算」等のきめ細かな加算を設けるなど、報酬の充実を図ったところである。

これにより、旧体系施設と比べ新体系サービス事業所の方が、収支差率(事業支出に対する報酬等事業収入と事業支出の差額の割合)の高い位置に分布する傾向にあるとともに、従前額保障が適用される新体系サービス事業所の割合は報酬改定前後(平成21年3月→同年4月)で4.5ポイント減少している。(関連資料3(57頁))

また、報酬改定において、知的障害者通勤寮及び精神障害者生活訓練施設の移行先の一つとして想定している宿泊型自立訓練について、日常生活の支援や地域移行の情報提供等を強化した場合を評価する各種加算を創設するとともに、標準利用期間を1年から2年への延長、さらには宿泊型自立訓練と同一敷地内での日中活動サービスの利用を可能とするなどの改善を図ったところである。

② 基金等による支援

障害者の地域生活を支援するため、施設サービスの昼夜分離や就労支援等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するため、平成22年度補正予算において障害者自立支援対策臨時特例基金に39億円の積み増しを行い、併せて、基金の区分間流用ができるように執行の弾力化を図ったところである。

また、平成23年度予算案においては、グループホーム・ケアホーム等の整備に必要な経費を計上したところである。（詳細については、本体資料4①（21頁）を参照）

平成23年度は、旧体系施設の新体系サービスへの移行経過措置期間の最終年度であり、各都道府県におかれては、管内旧体系施設の移行予定を把握するとともに、新体系移行支援策の全体像をまとめた「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等事業所への移行促進について」（平成22年7月30日事務連絡）等を参考の上、基金による支援策を最大限活用することにより、平成23年度末までに全ての旧体系施設が新体系サービスに移行するよう、事業者の個々の状況に応じたきめ細かな指導・助言をお願いする。

施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、入所施設の機能が、単に入所機能だけに止まるのではなく、相談支援事業の実施、通所・訪問サービスの提供、グループホーム・ケアホームの整備、福祉人材の育成などの機能を地域に開かれた形で併せ持つことが重要である。旧体系の入所施設が新体系サービスに移行することにより、入所施設が地域社会のニーズに対応し、地域社会に開かれた形で事業展開されていくことが望ましいので、併せて配慮をお願いする。

また、新体系サービスに移行する以前からその施設に入所している方については、新体系サービス移行後においても引き続き入所を可能としており、新体系への移行により、利用者が施設から出て行かなければならないということはないので留意願いたい。（詳細は前出「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等事業所への移行促進について」（平成22年7月30日事務連絡）を参照されたい。）

なお、新体系サービスへの移行が進んでいる岩手県及び神奈川県の移行促進についての取組がHPにおいて公表されているところであるので参考にされたい。

(参考)

- 岩手県障がい保健福祉課
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=401&of=1&ik=3&pnp=60&pnp=349&pnp=401&cd=24872>
- 新サービス体系移行等総合推進事業（かながわ福祉サービス振興会）
<http://www.kanafuku.jp/special/>
- 障害福祉情報サービスかながわ
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

併せて、旧体系施設が新体系サービスへ移行するに当たり、新体系移行の実務をどのように進めていくかについて、幾つかの都道府県の実例を参考にし、スケジュール例をまとめたので参考にされたい。（関連資料3（58, 59, 60頁））

（４）新体系サービスへの移行に係る指定事務

現在、旧体系施設にあっては、障害者自立支援法附則第20条の規定に基づき、障害者支援施設の指定があったものとみなされているところであるが、この「みなし指定」の有効期間については平成24年3月末までであることから、当該旧体系施設は、それまでに新体系サービスに移行し、都道府県知事から新たに指定を受けることが必要となる。

新体系に移行する旧体系施設については、移行日の3か月前までに障害者自立支援法第47条に基づく指定の辞退届を、また、移行日の1か月前までに社会福祉法第64条に基づく廃止届を、所在地を所管する都道府県知事に提出しなければならない。

この指定手続きに伴う留意事項は、以下のとおりであるので、ご了知の上、市区町村及び管内事業者への周知を図り指定手続きに遺漏なきようお願いする。

① 利用者に対する説明

障害福祉サービス事業者等は、利用者又は家族の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は家族の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないとされている（人員、設備及び運営に関する基準第3条第2項）。

このため、旧体系施設の設置者は新体系サービスへの移行に際し、利用者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、相談窓口の開設や個別面談の実施等、新体系移行に伴う利用者や家族の不安解消に努めることが重要である。各都道府県におかれては、必要に応じ、旧体系施設の設置者が実施する利用者や家族に対する説明会等に職員を派遣する等の対応についても検討されるようお願いする。

② 障害程度区分の認定との関係

新体系サービスへの移行に際し、介護給付費等の支給決定を行うためには、障害程度区分の認定が必要となる。障害程度区分の認定については、認定調査、医師意見書の提出、市町村審査会による審査及び判定などの手続きを要するため、旧体系施設の設置者は、利用者や家族に対し、新体系サービスへの移行について十分に時間的余裕をもって説明し、障害程度区分の認定手続きの申請について同意してもらう必要がある。

③ サービス管理責任者

指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設においては、サービス管理責任者の配置が必要である（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援を除く）。

- このため、各都道府県においては、旧体系施設の事業者に対し、
- ・ サービス管理責任者研修の受講漏れがないよう研修開催時期の周知を図ること
 - ・ 地域生活支援事業における補助事業を活用し、サービス管理責任者研修の開催回数を増やすこと
 - ・ サービス管理責任者の要件のうち実務経験の年数を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」の活用を検討すること（詳細については、本体資料6（2）（24頁）を参照）

等により、サービス管理責任者の資格要件を備える職員が確保されるよう支援し、円滑に新体系サービスへ移行できるようご配慮願いたい（本体資料12（2）②の「サービス管理責任者に対する研修について」（47頁）も参照されたい）。

④ 障害福祉計画におけるサービス見込量と事業者指定の関係について

都道府県知事は、事業者から指定障害福祉サービス事業又は障害者支援施設の指定申請があった場合、都道府県障害福祉計画において定めるサービス見込み量又は必要入所定員総数に達しているか、又はこれを超える見込みであるとき、その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害福祉サービス基盤の整備を計画的に実施するため、当該指定をしないことができることとされている（障害者自立支援法第36条第4項及び第38条第2項）。

- この、規定については、
- ・ 現在の利用者が円滑に新体系サービスを利用できるよう、旧体系施設事業者の移行計画書に基づく移行については、計画の数値を上回る場合でも、指定することができる
 - ・ 新規事業者については、計画の見込量を超過する場合には、指定を行わないことができる

としているところである。（平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議

資料)

各都道府県におかれては、この取扱いを改めてご確認頂き、旧体系施設が円滑に新体系へ移行できるようご配慮願いたい。

(参考) WAMNET 平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議資料
<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/vAdmPBigcategory50/59FDF6E966A5A5664925716F002966E0?OpenDocument>

4 障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について

平成22年10月に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」においては、「誰もが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境を整備する」とこととされ、新体系移行の支援等として「障害者関連施設等が就労支援等の新体系サービスへ移行するための施設改修等を推進する」とこととされた。(関連資料4 (61頁)) また、平成22年11月19日の参議院予算委員会において、厚生労働大臣から、新体系移行について、混乱のないように移行をしていく旨の答弁がなされたところである。

これらのことから、平成22年度補正予算において、新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援の普及や障害者自立支援機器の開発・普及を図るため、都道府県によっては、基金の財源が不足することが見込まれることを踏まえ、区分間流用ができるよう基金執行の弾力化を図るとともに、約39億円の積み増しを行ったところである。(関連資料4 (62頁))

①障害者自立支援基盤整備事業

- ・新体系サービスへの移行の際に必要な備品購入等の設備整備(※)
- ・賃貸物件のグループホーム・ケアホームの改修事業(※)
- ・事務の効率化を図るために必要となる経費(新規)

を補助対象として追加したところである。

(※) 障害者就労訓練設備等整備事業のうち、

- ・設備整備事業及び賃貸物件をグループホーム・ケアホームに改修整備する事業については、障害者自立支援基盤整備事業に組替え
- ・NPO法人、営利法人が自己所有物件をグループホーム・ケアホームに改修整備する事業については、社会福祉施設等施設整備費補助金に組替え

これに伴い、グループホーム・ケアホームにおける消防設備の整備の取扱いについて、別添Q & A（関連資料4（63頁））のとおりので、ご留意願いたい。

また、同基金を活用し整備した施設・設備等の中で、極めて短期間で財産処分を行い、国庫納付を行っている事例が見受けられる。

限られた財源を効率的かつ有効に活用するため、事業の選定に当たっては、事業内容等を十分精査した上で実施するようお願いしたい。

②発達障害者に対する情報支援体制の整備事業の創設

発達障害の特性を勘案し、日常生活上利用する機関や施設等で用いられる書類の音声化等のための機器の整備や発達障害の特性を勘案した情報提供を行う際の対応方法に関する助言等の啓発活動を、発達障害者支援センターやNPO等の当事者団体と連携して実施するための経費として、全都道府県に対し必要額を配分したところであるので、積極的に本事業を取り組まれない。

5 報酬改定について

(1) 報酬改定について

障害福祉サービス費用に係る報酬については、3年に一度の改定を基本としており、次期報酬改定は平成24年4月を予定している。次期報酬改定については、平成21年4月の報酬改定の効果等を勘案しつつ、障害者自立支援法等の改正などを踏まえて検討することとしている。

(2) 障害福祉サービス等経営実態調査等の実施について

以上のことから、障害福祉サービス事業所等の事業経営の状況、障害福祉サービス事業等の提供の実態や実施に係る経過措置（就労継続支援を行う障害者支援施設、食事提供体制加算、サービス管理責任者の要件緩和等）を把握するため、障害福祉サービス事業所等を対象とした経営実態調査及びサービス提供実態調査を行うこととしている。

本調査は、民間のシンクタンクに委託し、平成23年3月中に、抽出した全国の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等に対して調査票を送付し、平成23年8月を目途にとりまとめを行う予定であるので、各都道府県におかれては、円滑に調査が行われるよう、管内事業者等に協力をいただけるよう周知をお願いしたい。

6 規制改革について

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業について〔構造改革特区関係〕

現在、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」が行われている。

今般、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、当該特例措置も含む、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価が行われ、本年2月7日に「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見（平成22年度）」（関連資料5（66～70頁））が取りまとめられた。

最終的には、本年3月に予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まるが、各関係都道府県等におかれては、方針決定後、円滑に対応できるよう注意されたい。

①短期入所に係る事業の全国展開について

指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する短期入所については、特に大きな弊害が認められなかったことから、「基準該当短期入所」として全国展開することとした。

全国展開の時期については、構造改革特別区域推進本部における決定を受けた後、速やかに所要の規定を改正し、実施する。（実施時期が本年4月以降にずれ込む可能性が大きい旨注意。）

②平成23年度以降の事業の要件について

自立訓練については、現時点で全国化を行うには、本来訓練として求められているサービスの質の確保の観点から課題が多い。したがって、来年度は、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断することとした。各関係都道府県等におかれては、平成23年度の実施に向けて、本年1月に通知（関連資料5（71, 72頁））を示したところであるので、準備方よろしく願います。

児童デイサービスについては、平成22年度から、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与したところであるが、利用実績が少なく、全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することが困難であるため、引き続き同じ条件で特区として実施し、平成23年度に再度調査を行った上で全国展開の可否を判断することとした。

(2) サービス管理責任者資格要件弾力化事業について【構造改革特区関係】

平成22年6月2日に構造改革特別区域推進本部において、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に係る政府の対応方針（関連資料6（74,75頁））が決定されたことに伴い、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設（新体系サービス）への移行の促進を図るため、当該構造改革特別区域内のサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を新たに実施している。

本事業については、昨年9月7日に通知（関連資料6（76～79頁））を示したところであるので、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

①事業の概要について

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省令告示第544号）において定めている、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するもの。

②平成23年度以降について

本事業は昨年9月から実施（申請受付）しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証し、その結果を踏まえ、全国展開等について検討することとしている。

(3) 居宅介護等のサービス提供責任者の専従要件について【規制改革関係】

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護（以下この項目において「居宅介護等」という。）のサービス提供責任者については、事業の規模に応じて1人以上を配置するとともに、それぞれの事業に専従であることを要件としているところである。

この「専従」の取扱いについては、同一事業者が居宅介護等のうちの複数の事業の指定を受ける場合には、それぞれの事業におけるサービス提供責任者の資格要件や業務の類似性を考慮し、事業所の運営やサービス提供の効率化の観

点から、必要となるサービス提供責任者の人数について、居宅介護等の各事業を合わせた事業の規模に応じた人数で足りることとするとともに、当該各事業の間におけるサービス提供責任者の兼務を可能としてきたところである。

また、サービス提供責任者の配置基準がない移動支援事業については、居宅介護等のサービス提供責任者が兼務により従事することができないこととしてきたところである。（障害者自立支援法施行当初より、上記取扱にて実施しているところである。）

この取扱に関しては、行政刷新会議に設置された規制・制度改革に関する分科会において、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護のサービス提供時間内に移動支援事業に従事できるようにすべきとの指摘を受けているところであり、これを踏まえ、平成23年度中に、一定の条件の下に、居宅介護等のサービス提供責任者が移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討することとしているので、その旨ご承知おきいただきたい。

7 障害福祉関係施設の整備等について

(1) 平成23年度社会福祉施設整備費について

障害福祉関係施設の整備については、障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム・ケアホーム（都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成）等の地域で暮らす「住まいの場」の整備、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の「日中活動の場」の整備を推進するために、社会福祉施設等施設整備費補助金として108.0億円（対前年度+8.0億円）を平成23年度予算案に計上したところである。

また、平成23年度より、内容改善を図り、

- ・補助事業者として新たにNPO法人、営利法人を対象とする
- ・グループホーム・ケアホームの改修単価（事業費ベース）について、1,000万円（対前年度+400万円）に引き上げる

こととしている。

（福祉貸付について）

なお、平成23年度より、障害者グループホーム・ケアホームの独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付の融資対象としてNPO法人、営利法人を追加することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

(2) 平成23年度における国庫補助に係る協議等について

平成23年度における国庫補助協議については、別途協議方針等をお示ししたところであり、これによらねたいが、限られた財源の中で、当該補助金を効果的かつ有効に活用する必要があるため、既存施設の改修を優先的に採択することとしているので、協議に当たっては、十分にご留意いただきたい。

(3) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成23年10月7日（金）までに提出をお願いしているのご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成23年度も引き続き実施することとしている。

(4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところである。

また、平成22年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備など、エコ対策に係る融資率の優遇措置を講じることとしているので、積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対して周知をお願いしたい。

8 障害福祉サービス事業所等における適正な運営等について

(1) 福祉・介護人材の処遇改善事業について

福祉・介護人材の処遇改善については、障害福祉サービスの質の向上を図る観点から極めて重要な課題である。

このため、平成21年4月の報酬改定において「良質な人材の確保」を基本的な視点の一つとして、5.1%のプラス改定を行うとともに、同年10月から、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において、介護等職員一人当たり月額平均1.5万円の賃金引き上げに相当する金額を事業者に助成する「福祉・介護人材の処遇改善事業」を実施しているところである。

当該事業の実施に当たっては、各都道府県には制度の趣旨をご理解いただき、管内事業者に対する申請勧奨をはじめ、申請率調査等について尽力をいただいているところであり、申請率も事業開始時点の約42%（平成21年10月現在）から、直近では約73%（平成22年11月現在）まで向上しているところである。（関連資料7（80頁））

しかしながら、介護分野の申請率（83%）に比べると未だ10ポイント程度下回っているところであるので、引き続き管内事業者に対し、様々な機会を捉えて申請勧奨を行われたい。

また、福祉・介護人材の処遇改善事業において、平成22年10月から、福祉・介護職員の能力、資格や経験等に応じた処遇を行うことを定めるキャリアパスの要件や、平成21年4月の報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件を加えており、要件を満たしていない申請事業所については、助成額を減算することとしている。

※ キャリアパス要件（①又は②のいずれか）

- ① 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること、または職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時的等の臨時的なものを除く。）について定めていること。
- ② 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取組を定めていること。

※ 定量的要件

事業所のすべての福祉・介護職員に対して、平成21年4月の報酬改定を踏

まえて実施した処遇改善（職員に対する研修、休暇制度等の改善等）の内容及び要した費用を一つ以上明示するとともに、周知していること。

キャリアパス要件及び定量的要件の実施率については、平成22年10月時点においては95%である。

福祉・介護職員がやりがいを持って安心して働ける職場であることが、ひいては利用者へのサービスの質の向上につながる事となる。各都道府県においては、障害福祉サービス事業所等に対し申請勧奨を進めることと併せて、キャリアパス要件及び定量的要件を備えるよう、引き続き指導をお願いする。

なお、平成21年4月の報酬改定がどの程度、障害福祉サービス事業所等に従事する福祉・介護職員の処遇改善の向上につながっているのか調査・検証する「障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を実施しており、年度末までには調査結果を取りまとめ公表することとしているので、参考にされたい。

（2）介護雇用プログラムについて

厳しい雇用失業情勢が続く中においても、介護分野における求人、ニーズは高く、資格を有する労働力を確保・育成することが急務となっている。

このため、緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）において、養成機関での受講時間も含めて給与を得て、働きながら介護資格を取得する「介護雇用プログラム」を新たに創設したところであり、『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の積極的推進及び居宅介護従業者養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について」（平成21年11月16日職業安定局地域雇用対策室、社会・援護局福祉基盤課、同障害保健福祉部障害福祉課、政策統括官付労働政策担当参事官室連名事務連絡）により、障害福祉関係施設も同事業の対象とされているところである。

昨年、政府において「重点分野雇用創造事業の拡充」等を内容とする「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）が策定され、地域における雇用改善の動きを更に促進するため、平成22年度補正予算において、介護雇用プログラム分も含めて雇用創出の基金が1,000億円積み増しされたところであり、以下の運用改善を行ったところである。（関連資料8（81,82頁））

① 実施期間の延長

平成22年度補正予算分の交付金を活用する重点分野雇用創造事業について、平成23年度まで（一部、平成24年度まで）の事業実施を可能とする。

② 対象分野の拡大

重点分野雇用創造事業において従来から設定されている対象分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用）に、成長分野を支える基盤としての「教育・研究」分野を追加し7分野とする。

③ 重点分野雇用創出事業の対象分野の拡大

重点分野雇用創出事業について、現行の地域人材育成事業と同様に、地域において雇用が見込まれる分野を追加設定(4分野まで)できることとする。当該追加分野は、既に地域人材育成事業において設定されている分野と異なるものを設定することは差し支えないこと。

各都道府県におかれては、地域における更なる介護サービスの質、量を引き上げるため、一層の取組をお願いする。(詳細は「重点分野雇用創造事業の拡充等について」(平成22年11月26日職地発1126第1号厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長通知)を参照されたい。)

(3) 社会福祉法人会計基準等について

① 社会福祉法人の会計基準の一元化

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)の他、当該社会福祉法人が経営する施設等の種別により「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」(平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)や「就労支援の事業の会計処理の基準」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局通知)(以下「就労支援会計処理基準」という。)等、適用される会計ルールが複数存在しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

このため、会計処理に係る事務負担を軽減する等の観点から、平成20年度から、日本公認会計士協会の協力の下、社会福祉法人の会計基準の一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準(素案)」を取りまとめたところである。

その後、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、今般「社会福祉法人会計基準(案)」(以下、「新会計基準」という。)としてとりまとめ、平成22年12月8日から平成23年1月14日までの間、パブリックコメントによる意見公募を行ったところ513件の意見が寄せられた。

施行時期については、事務体制が整い、実施が可能な社会福祉法人においては平成24年度から新会計基準に移行し、平成25年度には全ての社会福祉法人において新会計基準に移行していただくことを現行案としている。今後、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、必要な見直しを行った上で、平成22年度中に関係通知を発出する予定である。

② 授産施設会計基準の取扱い

社会福祉法人会計基準の一元化により、「授産施設会計基準」(平成13年3月29日社援発第555号厚生労働省社会・援護局長通知)については廃止することとしており、就労支援事業の工賃計算については、新会計基準

においてこれを行うこととなる。

さらに、「社会福祉法人会計基準（案）」の取りまとめに当たり、就労支援事業における工賃計算に関する基準についても、事務処理の簡素化を図ることを目的に見直しを行うこととしている。

具体的には、現行上、パン事業や菓子事業等、複数の生産活動を行う就労支援事業所の場合、それぞれの作業種別毎に会計を区分することが求められているが、新会計基準においては、多種少額の生産活動を行う等の理由により会計を区分することが困難な場合は、作業種別毎の会計の区分を省略することができることとする等の見直しを予定している。

なお、社会福祉法人以外の法人が就労支援事業を行う場合については、引き続き就労支援会計処理基準を適用することとなるが、前記の工賃計算の簡素化等について反映させた所要の改正を行う予定であるのでご了解願いたい。

③ 授産施設会計基準の経過措置

障害者自立支援法における就労支援事業の会計処理については、原則として、「就労会計処理基準」の適用を受けることとなるが、旧体系施設については、新体系サービスへ移行するまでの間、「授産施設会計基準」によることができることとされている。

しかしながら、社会福祉法人が設置する授産施設等の旧体系施設が新体系サービスの就労支援等へ移行する場合、事務負担の軽減や新会計基準への円滑な移行を図る観点から、新体系サービスへの移行後、「就労支援会計処理基準」を経ることなく前記新会計基準へ移行するまでの間、「授産施設会計基準」を用いることができることを検討しており、検討結果がまとも次第お知らせすることとしたい。

（４）短期入所の整備促進について

① 医療機関で行う短期入所サービスの整備促進

医療サービスを必要とする重度の障害者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取る際に短期入所サービスの充実を図っていくことが極めて重要である。

このため、障害福祉関係施設だけではなく、医療機関においてもいわゆる「医療型ショートステイ」として短期入所サービスの実施を可能としているところであり、平成21年4月の報酬改定において、医療機関における宿泊を伴わない短期入所サービスを創設したところである。

しかしながら、平成22年10月1日現在、4,014か所の指定短期入所事業所のうち、医療機関における指定短期入所事業所数は256か所と少ない状況である。

各都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、医療サービスを必要とする障害者の方々に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力

を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

② 単独型の短期入所サービスの整備促進

指定短期入所のうち、併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所については、単独型事業所として、指定障害者支援施設等入所施設以外の様々な事業所において行うことが可能である。

単独型事業所については、先の報酬改定において、指定要件の明確化を図るとともに、経営の安定を図るため「単独型加算」を創設したところである。

さらに、指定短期入所事業所の設置を進めるため、平成22年度から社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象として、短期入所事業所に新たに単独型事業所を追加したところである。

第2期障害福祉計画では、短期入所の平成23年度整備目標が4万人分であるのに対し、平成22年10月の利用実人員は2.9万人であり、今後さらなる整備が必要である。都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、この施設整備費補助金や基金事業における「障害者自立支援基盤整備事業」を活用すること等により、単独型事業所のみならず、併設事業所や空床利用型事業所も含め、指定短期入所事業所の整備を進められたい。

(5) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成22年11月に国会へ提出された平成21年度決算検査報告において、

- ・ 対象経費の実支出額に自立支援給付費の一部を二重に計上する
- ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の対象経費を含める

等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

また、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の執行に関しても、

- ・ 控除対象となる徴収金の算定において、扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた徴収金ではなく、実際に扶養義務者等から収納した額によって算定していた

等により、本負担金の経理が不適切と認められるとの報告がなされたところであり、各都道府県におかれては、事務処理についてご留意のうえ、本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21_futo_51.pdf

(障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21_futo_60.pdf

さらに、精神障害者社会復帰施設については、各都道府県の指導監査等において、一部の施設で精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告がなされるなど、事務処理に問題のある事例が見受けられているところである。各都道府県におかれては、管内施設に対する指導監査の一層の強化を図るなど、引き続き本補助金の適切な執行に努められたい。

(6) 自立訓練と就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定の取扱い

一部市町村において、自立訓練や就労移行支援の利用について、「生涯一度だけの利用が原則であり、再度の利用はできない」との誤った運用がなされている実態があると聞いているところである。

自立訓練及び就労移行支援の利用については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、例えば、障害者が自立訓練の利用を経て地域生活に移行した後、生活環境や障害の状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定が可能な仕組みとしている。

各都道府県におかれては、管内市町村及び関係機関に対し、自立訓練及び就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定が適切になされるよう周知徹底をお願いする。

(7) 感染症の予防対策等について

インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

・厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

- ・国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

- ・インフルエンザQ&A（平成22年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

（平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」

（平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

（平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設における衛生管理について」

（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社

会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局
計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(8) 障害者支援施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護

サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等防災対策に万全を期されたい。

(参考)

- ・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号、厚生省社会・援護局長通知)
- ・ 「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日文施指第53号、社援第212号、11林野治第172号、建設省河砂発第6号、消防災第8号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)

② 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、今後とも、震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

9 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

(1) 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成19年4月13日付事務連絡)において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を徴収する等し、いわゆる「非定型ケース」(支給決定基準で定められた支給量によ

らずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

また、国庫負担基準を超過する市町村に対しては、都道府県地域生活支援事業における「重度障害者に係る市町村特別支援事業」及び障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において実施する「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」により、一定の財政支援を可能としているので、積極的にご活用いただきたい。

(2) 障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

しかしながら、65歳以上の在宅の障害者が、介護保険サービスを既に利用している場合には、障害者自立支援法による新規の申請を一律に認めない取扱いをしている事例が昨年度あった他、利用者から「65歳到達により、介護保険が適用された結果、利用者の心身の状況や環境、支援のニーズ等の個別の事情が変わらないにもかかわらず、必要なサービスが受けられなくなった」といった声も寄せられているところである。

障害者の中には、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定する加齢に伴う障害を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

(3) 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成19年2月16日付事務連絡)において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価については、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであって、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うとい

う業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、サービスを提供してくれる事業所が見つからない」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

(4) 居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス1回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

【参考】平成21年10月7日付事務連絡「平成21年10月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」より抜粋
（「第2 支給決定事務」の「X 受給者証の交付」のうち関連部分）

(イ) 支給量等

a 支給量の記載例

以下は記載例であり、事業者が記載内容の意味を誤解するおそれがないと認められる限りにおいて、各市町村の判断により適宜略記等することは差し支えない。

(a) 居宅介護（居宅における身体介護中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合）中心）、居宅介護（家事援助中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴わない場合）中心）

・・・〇〇時間30分／月（1回当たり〇時間まで）

※ 1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たりの利用可能時間数を記載する。

10 障害者の就労支援の推進等について

(1) 工賃倍増5か年計画支援事業の推進等について

① 工賃倍増5か年計画支援事業の推進について

就労継続支援B型事業所等における工賃水準の引き上げのための取組については、各都道府県において、工賃倍増5か年計画に基づき実施されているところであるが、平成21年度の平均工賃については、12,695円（工賃倍増計画対象施設）となっており、引き続き、これらの事業所における工賃水準の引き上げのための取組が必要である（工賃実績の詳細は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/jisseki.html>）を参照のこと）。

平成23年度予算案においては、工賃倍増5か年計画支援事業費について、予算の執行状況を踏まえた見直しを行っているところであるが、平成22年度に引き続き、複数の事業所が協同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」の整備、工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施及び事業者の経営意識の向上（未着手事業所への説明会）に関する定額補助（10／10相当）並びに経営コンサルタント派遣等による個別事業所の工賃引上げの促進等に関する補助（補助率1／2）を行うこととしている。（事業の実施要綱の改正は行わない予定）

平成23年度は、工賃倍増5か年計画の最終年度であることから、各都道府県においては、地域の実情やこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、対象施設・事業所の工賃水準の引き上げのための取組を引き続き行うとともに平成24年度以降の取組につなげるための事業内容の検証や今後の事業内容の検討をお願いしたい。

なお、平成24年度以降の本事業の取り扱いについては、今後、これま

での取組の成果及び課題、都道府県等関係者の意見等を踏まえ、検討することとしている。そのため、これまでの取組の成果及び課題、検証結果等に関する調査等を予定しているため、協力をお願いしたい。

② 障害者の就労支援に当たっての農業部局との連携について

障害者就労施設においては、障害者の障害程度に応じて作業が可能、自然や動植物とのふれあいによる情緒安定、一般就労に向けて体力・精神面での訓練などとの理由から、農園芸活動が行われており、稲作や畑作（野菜、果樹、花卉栽培）、畜産（養鶏、養豚）、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれているところである。

福祉関係者からは、このような取組をさらに推し進めるため、障害者の指導に当たって更に農業知識を得たい、生産量の安定・確保・拡大を図りたい、販路の拡大、経営を安定したい、障害者の工賃アップを図りたいとの要望があり、農業関係者から農業分野全般について具体的な知識、技術の伝授を受けたいとの要望があるところである一方、農業関係者からは、高齢化や過疎化により減り続けている農業従事者を確保したい、障害者の雇用促進という社会的要請に貢献したいとの意向があるが、障害者に適した業務がわからない、どのような環境整備が必要かわからないなどといった不安を有していると聞いている。

このような課題を解消するため、管内農業部局と連携を取り、福祉関係者と農業関係者の互いの制度の理解促進を図ることを目的に、HPの作成による情報提供や啓発活動、研修会等の開催等について取り組まれない。当該事業については、工賃倍増5か年計画支援事業の対象としているところである。

（農林水産省の担当部署：農林水産省経営局人材育成課女性・高齢者活動推進室）

（関連資料9（83頁））

③ 工賃（賃金）の実績報告について

平成21年度と同様、平成22年度についても工賃（賃金）の実績を調査し、昨年11月に、厚生労働省ホームページにおいて、調査結果を公表したところである。

来年度においても、今年度と同様に工賃（賃金）の実績調査を行うこととしているが、工賃（賃金）実績は、利用者が事業所を選ぶ基準ともなり得るものであることから、事業所ごとに公表することが重要と考えている。

このため、来年度の調査へのご協力をお願いするとともに、その公表に当たっては、昨年度同様、各事業所に公表の趣旨を理解していただき、事業所ごとの工賃（賃金）実績を公表していただくようお願いする。

調査概要等については以下のとおりであるが、詳細については追って通知することとしている。

(ア) 対象事業所及び施設

就労継続支援事業所（A型、B型）並びに身体・知的・精神障害者それぞれの入所・通所授産施設、小規模通所授産施設及び福祉工場

(イ) 対象期間

平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）

(ウ) 報告方法

今年度、各都道府県ごとに報告された実績について、対象事業所及び施設ごとに一覧表にとりまとめた様式を送付するので、当該様式を加筆修正の上、報告。

(エ) 提出期限

平成23年5月31日（火）

(2) 障害者就業・生活支援センター事業等について

① 障害者就業・生活支援センター事業について

障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」により、全障害保健福祉圏域に整備することとしており、このため、平成23年度予算案において、設置数を拡充し、全国322か所を実施することとしている。（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱については、改正を行わない予定。）

全障害保健福祉圏域に設置をしていない都道府県については、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、設置計画を策定し、着実な整備を進めることにより、障害者の一般就労後の定着支援等の充実とともに、地域の就労支援体制の拠点となるよう、積極的な取組に努められたい。

また、平成24年度以降における設置の取り扱いについては、今後、当省職業安定局等と検討することとしている。

（関連資料10（84～94頁））

② 特別支援学校との連携について

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用に当たっては、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難な中、本人の能力・適性について、短期間のアセスメントを経ることが適切であることから、その際、就労移行支援事業を短期間利用することが可能である旨について周知をしてきたところである。また、この取り扱いについては、平成22年6月に行われた文部科学省開催の特別支援教育担当者会議においても周知をしたところである。各都道府県におかれては、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業を利用し、卒業と同時に適切なサービスを利用できるよう関係機関等と連携を図るとともに、さらなる周知をお願いしたい。

また、障害者自立支援法等の改正により、支給決定プロセスの見直し等（支給決定の前のサービス等利用計画案の作成及びサービス等利用計画作成の対象者の拡大並びに障害児に係る障害児支援利用計画の作成（1の（3）の①のエ参照））がなされることを踏まえ、切れ目のない円滑な就労支援サービス利用が可能となるよう、特別支援学校等との連携強化を図るための取組をお願いしたい。なお、基金事業の対象事業である、「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」は、特別支援学校等との連携によるアセスメント実施に向けた体制づくりを行った場合の費用について助成するものであり、活用が図られるよう周知されたい。

1 1 障害者の地域生活への移行について

（1）施設入所者の地域生活への移行状況について

都道府県が定める障害福祉計画においては、平成23年度末までに、平成17年10月からの地域生活移行者数を2.1万人（14.5%）見込むとともに、平成17年10月の施設入所者数を1.2万人（8.3%）削減することを見込んでいる。

今回（平成22年10月1日現在）調査結果（企画課資料「3 第3期障害福祉計画について」参照）をみると、地域生活移行者数の累計は、既に平成23年度末の障害福祉計画の見込みを上回る24,277人（16.6%）となっている。

一方、新規入所者が毎年8～9千人いることから、施設入所者削減数は、6,562人（4.5%）にとどまっているところである。

各都道府県におかれては、今回の調査結果を分析し、グループホーム・ケアホームなどの住まいの場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備など、更なる地域移行の取組の強化をお願いする。

（2）障害者の地域移行と住まいの場について

① 障害者の地域生活への移行について

障害者の地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備が必要である。

このため、平成23年度予算案において、地域生活支援事業費補助金のメニューの一つとして、地域生活を支えるための夜間も含めた緊急対応や緊急一時宿泊事業等の具体的な施策を盛り込んだプランを作成し、地域移行に積極的に取り組む市町村に対し、国庫補助を行う「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を創設することとしている。

事業の実施については、各自治体からの協議方式により行う予定であるが、具体的な協議方法等については、別途、お示しする予定である。

各都道府県におかれては、管内市町村や関係団体に対して本事業を周知

するとともに、障害者の地域生活への移行に向けた各種取組に対する支援をお願いします。

また、「精神障害者アウトリーチ推進事業」（新規）を実施する地域において、管内市町村が「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を実施する場合には、医療的な支援が必要な精神障害者を「精神障害者アウトリーチ推進事業」につなげるなどの効果的な支援が必要となることから、当該市町村との緊密な連携をお願いします。

なお、障害者自立支援法等の改正において、平成24年4月から、地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、その取組の強化を図ることとしているので、各自治体におかれては円滑な施行に向けた準備をよろしくお願いします（本体資料1（3）①ウ（4頁）に記載）。

② グループホーム・ケアホームについて

ア グループホーム・ケアホームの整備等について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、グループホーム・ケアホームの整備を促進していくことが重要である。

障害福祉計画では、平成23年度までに8.3万人分整備することとされているが、平成22年10月現在では約6.1万人分となっており、この目標を達成するためには更なる整備促進が必要である。

このような状況を踏まえ、平成23年度予算案においては、当該整備目標が達成できるよう必要な予算を計上するとともに、社会福祉施設等施設整備費におけるグループホーム・ケアホームの改修単価（事業費ベース）を、1,000万円（対前年度+400万円）に引き上げることとしている。

また、平成23年度より、グループホーム・ケアホームについて、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付の融資対象法人として、新たにNPO法人、営利法人を追加することとしている。

なお、従前から障害者就労訓練設備等整備事業により実施してきた賃貸物件のグループホーム・ケアホーム等改修事業については、平成23年度においては、障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）による障害者自立支援基盤整備事業により補助を行う仕組みに変更するので、留意されたい。

都道府県市におかれては、障害福祉計画の目標の達成に向けて更なる整備促進を図られたい。

なお、障害者自立支援法等の改正において、平成23年10月から、グループホーム・ケアホームの利用の際、家賃の一定額を助成することとしているので、各自治体におかれては円滑な施行に向けた準備をよろしくお願いします（本体資料1（5）（10頁）に記載）。

イ グループホーム・ケアホームの防火安全対策について

グループホーム・ケアホームの防火安全対策については、従前からその徹底をお願いしてきたところであるが、昨年3月に実施した全国調査において、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める非常災害に際しての具体的計画の未策定、定期的な避難訓練の未実施が各々20%を超える実態等が見受けられたところである。

このような状況を踏まえ、昨年6月に「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の徹底について」（平成22年6月25日付け障害福祉課事務連絡）により、非常災害に際しての具体的計画の策定、定期的な避難訓練の実施等についてお願いしたところであるが、引き続き、これらの防火安全対策の徹底についてお願いする。

また、平成21年4月施行の消防法施行令改正により新たに義務付けられたスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の既存のグループホーム・ケアホームへの設置の経過措置については、平成24年3月をもって終了することとなる。

このため、新たに義務づけられた全てのグループホーム・ケアホームにおいて、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用等により、来年度中に確実に設置を終えるよう指導徹底をお願いする。

併せて、設置義務がないグループホーム・ケアホームについても、利用者の安全確保の徹底を図るため、社会福祉施設等施設整備費補助金又は障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用等により、設置の促進に努められたい。

③ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、地域定着支援センターと保護観察所が協働し、退所後の福祉施設等への受け入れ調整を行っているところである。

受け入れ依頼のあったグループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練及び施設入所支援については、基金事業における「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」や報酬の「地域生活移行個別支援特別加算」により、矯正施設等を退所した障害者が地域社会に復帰できるよう、特別の支援を行った場合の支援措置を設けているところである。

都道府県におかれては、これらの措置の管内市町村や事業者への周知等をお願いするとともに、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への円滑な移行を促進するための取組をお願いする。

(3) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場の確保が必要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしたところである。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

1 2 相談支援体制の充実等について

(1) 相談支援の充実等について

① 相談支援の充実について

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であるが、市町村ごとにその取組状況に格差があるとの指摘がある。

また、サービス利用計画の作成については、重度障害者等の地域生活を支援する上で重要であるが、利用が低調となっている。

さらに、自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、計画的にサービス基盤の整備を進めていく役割を担っているが、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられる。

このため、障害者自立支援法等の改正により、以下のとおり、相談支援の充実等(原則として平成24年4月1日施行予定)を図ることとされたところである。(本体資料1(3)①(4頁)に記載)

- ・ 市町村に基幹相談支援センターを設置(任意)
- ・ 「自立支援協議会」を法律上位置付け
- ・ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- ・ 支給決定のプロセスの見直し(サービス等利用計画案の勘案)、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大
- ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

各都道府県におかれては、円滑な施行に向けた準備として、それまでの間においても、サービス利用計画作成費、地域生活支援事業費補助金や障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の積極的な活用等により、市町村の相談支援体制の充実のための必要な支援をお願いします。

○相談支援事業の実施状況について（速報値）

（平成22年4月1日現在 障害福祉課調べ）

（1,750市町村）

◆市町村相談支援機能強化事業	実施済	47%	実施予定	1%	未実施	52%
◆住宅入居等支援事業	実施済	13%	実施予定	1%	未実施	86%
◆成年後見制度利用支援事業	実施済	40%	実施予定	5%	未実施	55%
◆サービス利用計画作成費	利用者数	3,413人				
◆地域自立支援協議会	設置済	85%				

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談援助の権限移譲について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）においては、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠であるとの基本的な考え方から、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、すべての市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされている。

平成23年通常国会に改正法案が提出される予定であるが、身体・知的障害者相談員は、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、障害者の地域生活への移行・定着を進めていく上で、その役割は、今後一層期待されると考えている。

今後の権限委譲に当たっては、身体・知的障害者相談員が担う役割の重要性を踏まえ、都道府県と市町村が連携し、地域における相談支援の充実の観点から適切に対応されるようお願いする。

○地域主権戦略大綱（平成22年6月22日 閣議決定）（抜粋）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市町村へ移譲する事務

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談へ

の対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭24 法283）12 条の3 第1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭35 法37）15 条の2 第1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

（2）相談支援等に関する研修について

① 相談支援専門員に対する研修について

ア 障害者自立支援法等の改正を踏まえた相談支援専門員に対する研修の見直し

障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」を創設（平成24年4月1日施行）することとされている。

このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施することとしている。

※ カリキュラムは「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」。時間数は4～5時間程度を想定。

また、併せて、現任者の資質の向上のために、「専門コース別研修」を創設することとしている。

※ 具体的コース等は今後検討。

これらの研修の具体的内容やコース等については、ウに記載する平成23年度相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）でお示しする予定であるが、都道府県におかれては、「法の円滑な施行準備のための研修」について、初任者研修や現任研修と併せて実施する方法や、単独で実施する方法などにより確実に実施し、できる限り多くの方を受講させるよう特段の配慮をお願いする。また、「専門コース別研修」についても積極的に実施されるようお願いする。

なお、これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とすることとしている。

また、平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、

既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討することとしている。(関連資料12(100頁))

イ 相談支援専門員の現任研修の実施について

相談支援専門員の要件は、都道府県において実施される初任者研修を修了した翌年度から5年以内に相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修了した者としているところであり、平成18年度の初任者研修修了者は、平成23年度中に現任研修を修了する必要があるが、平成21年度までに現任研修を一度も開催していない県が2か所ある。(関連資料12(101頁))

各都道府県におかれては、相談支援専門員の資質の向上を図るための研修でもある現任研修を確実に実施し、該当者について、平成23年度中に計画的に研修を受講させるよう、特段の配慮をお願いしたい。

ウ 平成23年度相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)について

平成23年度の「相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、各都道府県におかれては、相談支援従事者等の中から適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : 相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)
- ◆日時 : 平成23年6月22日(水)～24日(金)
- ◆場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

② サービス管理責任者に対する研修について

サービス管理責任者に関しては、経過措置として、実務経験の要件を満たしていれば、平成24年3月までの間は「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」及び「サービス管理責任者研修」を修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとしている。各都道府県におかれては、来年度が経過措置の最終年度であることを踏まえ、既にサービス管理責任者として配置されている者であって、これらの研修を修了していない者について、計画的に研修を受講させるよう、特段の配慮をお願いする。

なお、平成23年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、引き続き、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)
- ◆日時 : 平成23年9月14日(水)～16日(金)

◆場 所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

1.3 障害者虐待防止対策等について

(1) 障害者虐待防止対策支援事業について

障害者に対する虐待防止の取組については、従来より機会あるごとに要請してきているところであるが、近年においても数々の事件が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制の強化等障害者虐待防止への取組強化が喫緊の課題となっている。

このため、厚生労働省としては、平成22年度から、「障害者虐待防止対策支援事業」を創設したところであるが、事業の実施状況が非常に低調であり、一部の自治体による実施に限られたところである。

このような状況を踏まえ、平成23年度においては、障害者虐待防止の取組を推進するため、

- ・ 障害者虐待防止に関する法整備がなされていないため、各自治体において予算措置が極めて困難な状況にあることを踏まえ、暫定的に補助率を定額とするとともに
- ・ 実施主体を都道府県から市町村にも拡大

することとしている。

については、全都道府県において研修などの事業を積極的に実施していただくとともに、新たに実施主体となる市町村に対しての事業実施に当たっての支援をお願いする。

なお、平成23年度においても、国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修事業」を実施することとしており、具体的な日程（現時点では、平成23年10月～11月、3日間程度を予定）等については、別途連絡する予定である。（関連資料1.3（102,103頁））

(2) 障害者（児）福祉施設における人権侵害の防止等について

① 人権侵害の防止等について

今年度、複数の障害者（児）福祉施設において、職員による利用者への性的虐待や身体的虐待などの権利侵害行為が行われていたことが都道府県の指導監査により確認され、これらの施設に対し「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）に違反するとして都道府県知事が改善勧告を行った事例が報告されているところである。

障害者（児）の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同

種施設までもが社会の不信感を被ることともなり、看過し難い問題である。

このような事件を未然に防止するため、これまで「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号)、「障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について」(平成20年3月31日障発0331018号)により、従前からお願いしてきたところであるが、今年度に入り、複数の障害者(児)福祉施設において権利侵害行為が発生したことから、「障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について」(平成22年9月21日付事務連絡)を发出し、利用者の権利擁護の周知徹底並びに適切な指導及び助言をお願いしたところである。

各都道府県等におかれては、引き続き、障害者(児)に対する権利侵害行為の未然防止に努めていただくとともに、虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者(児)の保護、施設内の調査、虐待の行われた施設に対して、改善命令、事業停止、許可取消等の厳正な対応を図られたい。

また、改善命令を行った障害者(児)福祉施設については、随時確認監査を実施し、確実な是正が図られるよう十分な指導をお願いしたい。

なお、障害児施設における被措置児童等の権利擁護を図るため、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」(平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)を发出しているところであり、都道府県等におかれては、引き続き、関係部局等と連携し、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただくようお願いする。

② 苦情解決の取組について

ア 事業者段階における取組について

障害者(児)施設の最低基準において、利用者等の権利擁護の観点から、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは利用者の権利を擁護する上できわめて重要な位置を占めるものである。

各都道府県におかれては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもとより、障害者(児)やその家族には、支援を受けている施設への遠慮から直接苦情を言いにくいという指摘があることから、都道府県、市町村、児童相談所などの行政相談における苦情の受付、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情解決制度の活用などの周知を図られたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取組について

運営適正化委員会については、利用者と事業者の双方で話し合っても

解決できないようなケースの解決のあっせん等を行うため、都道府県社会福祉協議会内に設ける組織である。

したがって、運営適正化委員会は公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行が求められるところであり、事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上に努めるとともに、苦情解決合議体は最低2か月に1回以上開催されるよう標準的な処理期間を公表することや、第三者委員向けの研修会を積極的に実施することが重要である。

各都道府県におかれては、主管課と連携し、都道府県社会福祉協議会に対する必要な指導をお願いしたい。

③ 障害者（児）施設のサービスに関する第三者評価について

障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業所等は、当該障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めることとされている。

第三者評価は、福祉サービスを提供する障害者（児）施設のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、評価を受けた事業者が第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業である。

また、障害福祉サービス事業所等においては、第三者評価の受審により、自らが提供するサービスについて、利用者に対し適切に行われているかどうかを見直す契機となることから第三者評価を積極的に活用することが重要である。

各都道府県におかれては、都道府県レベルの推進体制整備の促進を図るとともに、管内障害者（児）施設、事業所に対して、第三者評価事業を積極的な実施を促すよう指導願いたい。

(参考) WAMNET福祉サービス第三者評価情報システム

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を記録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能

1.4 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、厚生労働省においては、知的障害の有無によらず、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ってきたところであり、今後は支援が不足している分野に重点を置いて施策を実施する等、発達障害者支援の一層の充実に向けて、取り組みを行っていくこととしている。

(1) 発達障害の定義について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象となっていることについては、発達障害情報センターのホームページや、厚生労働省主催の会議等ですでに周知を図っているところである。今般の法改正（本体資料1（2）（3頁）参照）の趣旨も踏まえ、発達障害者への障害者自立支援法に基づくサービスの適用に関し、身体障害者を除けば、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件とされていないため、手帳所持の有無によらず発達障害者についてもサービスの対象となり得ることについて、各都道府県・指定都市におかれては、再度管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

◆発達障害の定義

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

◆発達障害情報センター・ホームページ（<http://www.rehab.go.jp/ddis/>）

平成22年1月20日よりサイトのリニューアルを行い、提供する情報内容を充実させるとともに、対象者・年代別等に情報を整理し、文字のサイズや表示色、音声読み上げ等の機能を追加した。

(2) 平成23年度予算案に計上した主な発達障害者支援に関する事業

これまで国、都道府県、市町村のそれぞれの役割分担に応じて取り組んできたところであるが、発達障害への支援は早期発見・早期支援が重要であるにも関わらず、その主な担い手となる市町村における取組みが十分とは言えない現状に鑑み、平成23年度予算案において、市町村を実施主体とする事業を新たに2つ盛り込んだところである。

これらの事業について管内市町村に周知をお願いするとともに、市町村で実施することとなるこれらの新規事業について、発達障害者支援センターや発達障害者支援体制整備事業による適切なサポート等を行うことにより、引き続き、発達障害に対する地域における重層的な支援体制の構築に努められたい。

① 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員（市町村に配置）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、施設のスタッフや親に対し助言等の支援を行うことにより、障害の早期発見・早期支援ができる体制を整備する事業を盛り込んだところである。（関連資料14（110頁））

なお、初年度であるため、各都道府県・指定都市に1か所程度の予算計上とし、今後これをモデルに地域に拡大していくことを想定しているところであるが、既に多くの自治体から、本事業の実施について前向きに検討したいとの問い合わせを受けているところである。このため、事前協議を求めることとしているので、ご了解願いたい。

平成23年度 補助か所数：66市町村

補助率：1/2（国1/2、市町村1/2）

② 発達障害者等支援都市システム事業

発達障害者支援開発事業は、都道府県・指定都市における発達障害者支援の取組みをモデル的に実践・検証評価を行うことによって有効な支援手法を開発し、開発した手法を全国に普及させることを目的に実施しているところであり、平成22年度から、これまで不足していた成人期における支援手法の開発をテーマに取り組んでいるところである。（関連資料14（108頁））

平成23年度からは、新たに、総合的かつ先駆的な取組を行う市町村（5市町村程度）を指定し、その取組内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ、モデル都市として全国に情報発信していくこととしているので、市町村において、この事業の積極的な活用をお願いしたい。（関連資料14（111頁））

また、発達障害者の家族支援の強化を図る観点から、次の事業を都道府県事業として、新たに計上したところであり、ペアレントメンターの養成とあわせて実施することで最大限の事業効果が見込めることから、この事業の積極的な実施をお願いする。

③ ペアレントメンター・コーディネーターの配置

平成22年度の発達障害者支援体制整備事業において、ペアレントメンターの養成を盛り込んだところであるが、平成23年度においては、さらにこの事業の推進を図るため、養成されたペアレントメンターの活動を円滑にコーディネートする者を配置し、発達障害児（者）及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。（関連資料14（107頁））

平成23年度 補助か所数：66都道府県・指定都市

補助率：1/2（国1/2、都道府県・指定都市1/2）

なお、発達障害に関する国庫補助事業については、平成17年度から実施しているところであるが、未だに活用されていない県もあり、これまでの実施状況等を確認のうえ、一層の取組をお願いしたい。（関連資料14（109頁））

（3）発達障害者に対する情報支援体制の整備事業の創設

平成22年度補正予算において、発達障害の特性を勘案し、書類の音声化

等のための機器や情報提供の支援体制の整備について、発達障害者支援センターやNPO等の当事者団体と連携して実施するための経費を、障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増しを行ったところであるので、本事業の積極的な活用をお願いします。（関連資料14（112頁））

（4）発達障害に係る研修

発達障害施策に携わる職員に対する研修については、秩父学園において、発達障害者支援センター職員、発達障害関係職員向けの研修をそれぞれ年2回実施してきており、毎年、200人程度のご参加をいただいているところである。

研修メニューとして、「地域啓発の方法」や「医学的理解と支援」、「発達障害学生へ支援」、「発達障害者の就労支援」などの各ライフステージに応じた支援の基本情報のほか、国庫補助事業に盛り込まれている「ペアレントメンターの養成」や「アセスメントツール（PARS等）の活用」などの研修を実施しているので、積極的に参加いただき、地域における指導的な役割を担う人材の確保について、引き続き努められたい。（関連資料14（113頁））

また、平成22年度から、国が指定した施設において、発達障害者支援センターに従事する職員等の資質向上を目的とした、中期的（3ヶ月程度）な「発達障害者支援者実地研修事業」を行っているところであるが、今年度の参加状況を踏まえ、研修受講方法の弾力化を図るなど、研修希望者が参加しやすい研修内容とする予定であるので、この事業の積極的な活用をあわせてお願いしたい。（関連資料14（114頁））

（5）「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」であることから、厚生労働省においては、昨年に引き続き、関係団体等と世界自閉症啓発デー・日本実行委員会を組織し、同日にシンポジウムの開催などの広報啓発事業を実施する予定である。（関連資料14（115頁））

各自治体においては、先日通知した「平成23年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」における普及啓発の推進について」（平成23年1月21日付障障地発0121第1号）（関連資料14（116～118頁））により協力依頼をさせていただいたところであるが、これを自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、ポスターの掲示やシンポジウムの開催等、関係機関や関係団体と協力のもと、発達障害に関する普及啓発の推進に取り組まれるようお願いする。

上記を含め、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会において、毎年4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」と定め、発達障害についての啓発活動を行っており、地域における取り組みについても、実行委員会の公式サイト等に掲載することとしているので、3月4日（金）までに情報提供をあわ

せて願うする（※詳しくは、上記通知を参照。）

また、初めての試みとして、世界自閉症啓発デー（4月2日）の前日において、東京タワーを日没後から22：00までライトアップ（ブルー）するとともに、これにあわせて、東京タワー内の展示スペースにおいて、1日（金）から3日（日）までの3日間、世界自閉症啓発デーの趣旨や発達障害について理解してもらうため、パネルを使った展示やDVDの上映などの企画展を実施する方向で関係者と調整を行っている。

このライトアップについては、世界のいくつかの国においても、世界自閉症啓発デーに賛同し、その日に合わせて同様の取組を名所旧跡において行っているところであり、各自治体においても趣旨に鑑み同様の試みを検討するなど、自閉症をはじめとした発達障害施策のより一層の推進をお願いしたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供

（参考）発達障害者雇用開発助成金について

発達障害者の就労支援施策として、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度より「発達障害者雇用開発助成金」を創設し、発達障害者のうち障害者手帳を所持していない者をハローワークの職業紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部を助成しているところである。

平成22年10月1日からは、支給要件のうち、地域障害者職業センターにおける職業評価を受けたことについては廃止されるなど、要件の緩和が行われたところ。（関連資料14（120頁））

発達障害者支援センター等において、本人向けのリーフレット等を活用し本事業の周知にご協力いただくとともに、ハローワーク等と連携するなどの本事業の効果的な実施についてのご協力をお願いしたい。

◆本人向けリーフレット（厚生労働省ホームページ内）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/pdf/hattatsu_leaflet02.pdf

1.5 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、重度の知的障害及び重度の肢体不自由児が重複する在宅の重症心身障害児（者）に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等を行うとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る事業である。

平成23年度予算案においては、在宅で暮らす重症心身障害児（者）への支援の充実を図るため、各都道府県、指定都市、中核市の実施見込みを踏まえ、実施か所数の増（B型施設15か所増）を図るとともに、現行、B型施設にお

いては、5人以上の利用が見込めない場合に実施している巡回支援について、平成23年度からは、利用人数や施設区分（A型施設であっても可。）を問わず、実施可能とすることとしている。

また、平成23年度補助基準額については、利用者数に応じて設定することとしている。

については、管内の実施施設に周知するとともに、事業の実施にあたっては、適切な支援を提供できるようご配慮をいただきたい。（関連資料15（121頁））

なお、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）が公布されたところであるが、同法第5条の規定により、重症心身障害児（者）通園事業を利用している18歳未満の障害児については、平成24年4月から「児童発達支援」として法定事業に位置付けられることになっている。児童発達支援としての実施基準等や重症心身障害児（者）通園事業を利用している18歳以上の者については、引き続き、一体的に運営できるよう現在検討を行っているところであり、具体的な内容については、後日お示しする。

1.6 障害児施設に係る児童福祉法の改正等について

（1）児童福祉施設に入所する児童への子ども手当の支給について

子ども手当については、雇用均等・児童家庭局において、平成23年度予算案に所要額を計上し、平成23年度分の支給のための所要の法律案（単年度法）を国会に提出しているところである。

法律案では、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、児童福祉施設に入所している子どもについても、施設の設置者に支給する形で子ども手当を支給することとしている。その際、子ども手当として支給された金額を子どもごとに適切に財産管理をして、子ども手当の趣旨に従って用いる旨、省令に規定される予定である。

については、今後、必要な情報提供をしていくので、各都道府県におかれては、ご留意いただきたい。

（2）児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

平成19年の児童虐待防止法改正法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされた。

民法に関する部分は、法務省の法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」において、検討が行われ、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定である。

児童福祉法に関する部分は、社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のた

めの親権の在り方に関する専門員会」において、検討が行われ、平成23年1月に報告書がまとめられたところである。

報告書においては、「入所中の子どもの福祉のために施設長が行う養育上の措置について、親権者は不当な主張をしてはならない」等とされている。今後、この報告書の内容を踏まえた児童福祉法の改正案を今国会に提出する予定である。

については、法改正等に関する事項について、適宜、情報提供をしていくので、ご承知おきいただきたい。

(3) 子ども・子育て新システムに関する検討状況について

子ども・子育て新システムについては、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣、政務官級会合）の下に設置された3つのワーキングチームにおいて、具体的な検討が進められているところである。

平成22年12月15日の第7回基本制度ワーキングチームにおいて、障害児に対する支援について議論されたところである。

については、今後、障害児支援等に関する事項等、適宜、必要な情報提供をしていくこととしているので、ご承知おきいただきたい。